

第1 報告案件の概要

- 1 大規模小売店舗の名称 イオン市川妙典店
- 2 所在地 市川市妙典五丁目103番地2ほか
- 3 建物設置者 株式会社妙典タウンセンター 代表取締役 篠田喜義
- 4 小売業者名 イオンリテール株式会社（総合）ほか13者

5 変更しようとする事項

（1）駐車場の収容台数

（変更前） 717台

（変更後） 665台

6 変更年月日 平成20年9月26日

7 処理経過

- （1）届出日 平成27年9月24日
- （2）公告縦覧期間 平成27年10月20日～平成28年2月22日
- （3）説明会 平成27年10月26日 説明会不要承認

8 市町村・住民等の意見

- （1）市川市の意見 なし
- （2）住民等の意見 なし

第2 県の意見

「意見なし」 平成28年3月15日通知

<理由>

- （1） 今回の変更は、駐車場の収容台数を減少する変更であるが、過去に大店立地法附則第5条1項の規定に基づく届出をした際、齟齬により実態と違う台数を届け出ていたため、届出台数を実際の台数に是正するための変更であり、実際の駐車場収容台数に変化がなく、周辺的生活環境への影響は変わらないこと。
- （2） 法第8条第1項に基づく市川市及び同条第2項に基づく住民の意見がなかったこと。

<届出概要>

※（ ）内は変更前

- 1 店舗面積：19,151㎡
- 2 駐車場の収容台数：665台（717台）
- 3 駐輪場の収容台数：645台
- 4 荷さばき施設の面積：855㎡
- 5 廃棄物等の保管施設の容量：199.6m³
- 6 開店時刻：午前 7時
閉店時刻：午後11時
- 7 駐車場利用可能時間帯：
午前6時～翌午前1時
- 8 駐車場の出入口の数：3か所
- 9 荷さばき可能時間帯：
午前6時～午後10時

第1 報告案件の概要

- 1 大規模小売店舗の名称 大和情報サービス（株）貸店舗柏の葉複合店舗
- 2 所在地 柏北部中央地区一体型特定土地区画整理事業182街区3ほか
- 3 建物設置者 大和情報サービス株式会社 代表取締役 藤田勝幸
- 4 小売業者名 株式会社三和（食料品等）及びウエルシア薬局株式会社（医薬品等）
- 5 変更しようとする事項
 - （1）小売業を行う者の開店時刻
 - （変更前） 午前10時
 - （変更後） 午前 9時
 - （2）駐車場を利用することができる時間帯
 - （変更前） 午前9時30分から翌午前0時30分
 - （変更後） 午前8時30分から翌午前0時30分
 - （3）荷さばきを行うことができる時間帯
 - 荷さばき施設① 午前6時から午後10時（変更なし）
 - 荷さばき施設② 午前6時から午後10時（変更なし）
 - 荷さばき施設③
 - （変更前） 午前6時から午前9時
 - （変更後） 午前6時から午前8時
- 6 変更年月日 平成27年10月1日
- 7 処理経過
 - （1）届出日 平成27年9月30日
 - （2）公告縦覧期間 平成27年10月16日～平成28年2月16日
 - （3）説明会 平成27年10月19日 説明会不要承認
- 8 市町村・住民等の意見
 - （1）柏市の意見 なし
 - （2）住民等の意見 なし

<届出概要>

※（ ）内は変更前

- 1 店舗面積：1, 489㎡
- 2 駐車場の収容台数：59台
- 3 駐輪場の収容台数：76台
- 4 荷さばき施設の面積：166㎡
- 5 廃棄物等の保管施設の容量：20㎡
- 6 開店時刻：午前9時（午前10時）
閉店時刻：午前 0時【**三和は午後8時**】
- 7 駐車場利用可能時間帯：
午前8時30分から翌午前0時30分
（午前9時30分から翌午前0時30分）
- 8 駐車場の出入口の数：2か所
- 9 荷さばき可能時間帯：
午前6時～午後10時
【荷さばき施設③のみ午前6時から午前8時】

（荷さばき施設③のみ午前6時から午前9時）

第2 県の意見

「意見なし」 平成28年2月23日通知

- <理由> (1) 今回の変更は、開店時刻の繰り上げ、駐車場利用可能時間帯及び荷さばきを行うことができる時間帯の変更を行うものであるが、変更する時間帯は昼間の範囲内であり、騒音予測の結果、全ての予測地点で基準値以下であったこと、また店舗周辺は通学路には該当せず、今回の変更に伴う周辺地域の生活環境に及ぼす影響は軽微であると認められること。
- (2) 法第8条第1項に基づく柏市及び同条第2項に基づく住民の意見がなかったこと。

第1 報告案件の概要

- 1 大規模小売店舗の名称 ケーヨーデイツー長生店
- 2 所在地 長生郡長生村七井土字中割1492番地1ほか
- 3 建物設置者 株式会社ケーヨー 代表取締役 醍醐茂夫
- 4 小売業者名 株式会社ケーヨー（日用・家庭生活用品）
- 5 変更しようとする事項
 - (1) 小売業を行う者の開店時刻
 - （変更前） 開店時刻 午前9時30分
 - （変更後） 開店時刻 午前9時
 - (2) 駐車場を利用することができる時間帯
 - （変更前） 午前9時から午後8時30分
 - （変更後） 午前8時30分から午後8時30分
- 6 変更年月日 平成27年10月3日
- 7 処理経過
 - (1) 届出日 平成27年10月2日
 - (2) 公告縦覧期間 平成27年10月23日～平成28年2月23日
 - (3) 説明会 平成27年11月2日 説明会不要承認
- 8 市町村・住民等の意見
 - (1) 長生村の意見 なし
 - (2) 住民等の意見 なし

第2 県の意見

「意見なし」 平成28年3月15日通知

<理由>

- (1) 今回の変更は、開店時刻の繰り上げ及びそれに伴う駐車場利用可能時間帯の変更であるが、変更する時間帯は昼間の時間帯で30分早めるものであり、騒音予測の結果、全ての予測地点で基準値以下であったこと、また、店舗周辺は一部の道路が通学路に面しているが、変更後の駐車場利用可能時間は午前8時30分からであり、朝の通学時間帯にはかからず、周辺地域の生活環境に及ぼす影響は軽微であるものと認められること。
- (2) 法第8条第1項に基づく長生村及び同条第2項に基づく住民の意見がなかったこと。

<届出概要>

※（ ）内は変更前

- 1 店舗面積：6,443㎡
- 2 駐車場の収容台数：394台
- 3 駐輪場の収容台数：170台
- 4 荷さばき施設の面積：393㎡
- 5 廃棄物等の保管施設の容量：58㎡
- 6 開店時刻：午前9時（午前9時30分）
閉店時刻：午後8時
- 7 駐車場利用可能時間帯：
午前8時30分～午後8時30分
（午前9時～午後8時30分）
- 8 駐車場の出入口の数：2か所
- 9 荷さばき可能時間帯：
午前9時～午後8時

第1 報告案件の概要

- 1 大規模小売店舗の名称 プラザ中山
- 2 所在地 船橋市本中山二丁目320番地2
- 3 建物設置者 トーセイ株式会社代表取締役 山口誠一郎
- 4 小売業者名 株式会社斉光（医薬品日用品）ほか
- 5 変更しようとする事項
 - (1) 小売業者を行う者の開店時刻
 (変更前) 午前10時
 (変更後) 午前 8時
 - (2) 小売業者を行う者の閉店時刻
 (変更前) 午後 8時
 (変更後) 午後10時
 - (3) 駐車場を利用することができる時間帯
 (変更前) 午前9時30分～午後8時30分
 (変更後) 午前7時30分～午後10時30分
- 6 変更年月日 平成27年10月15日
- 7 処理経過
 - (1) 届出日 平成27年10月13日
 - (2) 公告縦覧期間 平成27年11月4日～平成28年3月4日
 - (3) 説明会 平成27年12月3日 午後5時、午後7時
船橋市西部公民館
- 8 市町村・住民等の意見
 - (1) 船橋市の意見 なし
 - (2) 住民等の意見 なし

<届出概要>

※（ ）内は変更前

- 1 店舗面積：1,766㎡
- 2 駐車場の収容台数：25台
- 3 駐輪場の収容台数：82台
- 4 荷さばき施設の面積：42㎡
- 5 廃棄物等の保管施設の容量：21㎡
- 6 開店時刻：午前8時（午前10時）
閉店時刻：午後10時（午後8時）
- 7 駐車場利用可能時間帯：
午前7時30分～午後10時30分
（午前9時30分～午後8時30分）
- 8 駐車場の出入口の数：1か所
- 9 荷さばき可能時間帯：
午前6時～午後10時

第2 県の意見

「意見なし」 平成28年3月15日通知

<理由>

- (1) 今回の変更は、営業時間の延長及びそれに伴う駐車場利用可能時間帯の変更で、騒音予測の結果、昼間及び夜間の等価騒音については、いずれも基準値以下であり、一部の来客車両走行音が敷地境界で基準超過するが住居側では基準値以下であること、また、店舗の来客及び荷さばき車両出入口には面していない一部の道路が通学路に該当するが、安全対策として出庫灯の設置や荷さばき運転手に対する安全意識の徹底を図ることとしており、周辺地域の生活環境に及ぼす影響は軽微であると認められること。
- (2) 法第8条第1項に基づく船橋市及び同条第2項に基づく住民の意見がなかったこと。

第2 県の意見

「意見なし」 平成28年3月15日通知

- ＜理由＞（1）今回の変更は、開店時刻の繰り上げ及びそれに伴う駐車場利用可能時間帯の変更であるが、変更する時間帯は昼間の時間帯であり、騒音予測の結果、全ての予測地点で基準値以下であったこと、また、店舗周辺は通学路には該当しておらず、周辺地域の生活環境に及ぼす影響は軽微であると認められること。
- （2）法第8条第1項に基づく袖ヶ浦市及び同条第2項に基づく住民の意見がなかったこと。